

●トピックス
リサイクルデータブック2013の発行

資源・リサイクル促進センターでは、資源・廃棄物・リサイクルの現状を数値で分かりやすく表現した資料として、各種統計データを体系的に整理した冊子「リサイクルデータブック2013」を作成いたしました。

本冊子は、次の構成になっております。

1. 日本のマテリアルバランス
我が国の「資源投入」「財生産」「リサイクル・中間処理」「最終処分」までの一連の物質フローを一般公開されているさまざまな統計データを使用して算出したものです。

資源・リサイクル促進センター

2. 資源投入
日本のマテリアルバランスのうち、「資源投入」の具体的な内訳(石油、石炭、鉄鉱石など)を表したものです。

3. 廃棄物・副産物
産業廃棄物の全体像を表すとともに、各業界団体のホームページに掲載されているデータをもとに、産業別の生産・廃棄物・副産物・使用済製品の状況をとりまとめたものです。
本冊子は、資源・リサイクル促進センターホームページ(<http://www.cjcor.jp/>)でご覧(ダウンロード)いただけます。

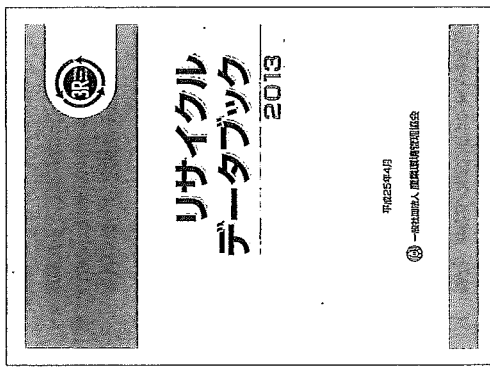


写真1/冊子表紙

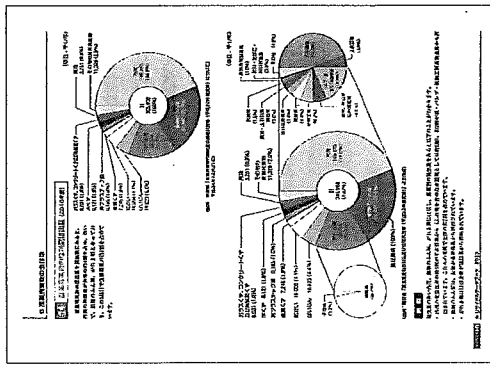


写真2/冊子15頁

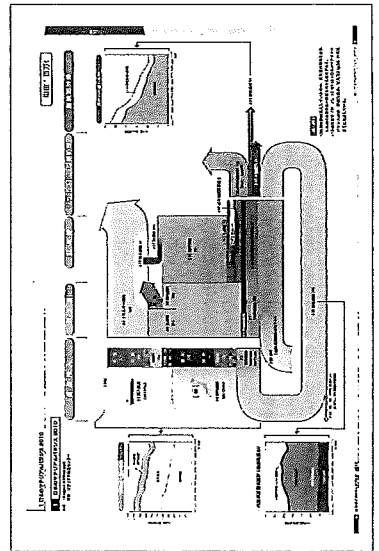


写真3/冊子マテリアルバランス

企業が廃棄物を保管する場合の注意点について
——野積み事件を例として

角田 進二 SUMIDA SHINJI
弁護士・弁護士/日本CSR普及協会・環境法専門委員会委員

産業廃棄物処理法は、社会問題化する不適正処理や不法投棄等に対して厳罰化の方向にある*1。また、産業廃棄物処理法の罰則規定は、環境法で最も詳細になっている*2。のみならず、刑事責任を問うタリミン*3、未遂罪、目的犯、準備罪が規定される等、前例にない傾向がある。企業活動においては産業廃棄物の排出は避けられないところ、産業廃棄物処理法制定当時(1970年)から産業廃棄物を自らの責任において処理しなければならぬとされている(排出者処理責任原則 同法第1項)。

本稿では、自社敷地内に産業廃棄物を野積みしていた行為について刑事的な責任を問われた判例(野積み事件 平成19年2月20日第二小法廷決定)を検討することにより、企業活動における産業廃棄物の保管に関し、CS Rの観点から企業が留意すべき事項について検討する。

はじめに

高度経済成長より産業系の不要物が激増する中、清掃法下では産業系不要物の適正処理はされず、野積みの状況が自社敷地内への埋め立ては相当数あったと推測される*3。清掃法を全面的に改正し産業廃棄物処理法が制定されたのは、事業者の産業廃棄物の処理責任を明確化し、産業廃棄物についての処理体系を確立する等、現状に即した産業廃棄物の処理体系を整備し、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る必要があったからである*4。

現在においては、企業活動に関連する産業廃棄物の非出をどのように管理・委託・処理するかは重要なコンプライアンスと認識されるようになった。しかしながら近年においても、リユース・リサイクルと称して、不用品回収業者が家電製品等を長期保管するなど不正処理する事例もあり、不法投棄に該当する問題になっている*5。また、企業が産業廃棄物に産業廃棄物を委託するに際しては、企業の産業廃棄物の仮置きないし保管は必ず通過するアローであり、企業としては慎重に対応するべき通途点である。

ある物が、いつから「産業廃棄物」になるのか、またいつ「産業廃棄物」を卒業するかの基準も明確ではないが*6、どのような保管態様がどの程度の期間許容されるか、排出者である企業にわかる程度に十分明確に規定され

ているわけではない。

本件事件は、企業が自社敷地内への埋め立てのため保管していた産業廃棄物について、埋め立て行為をしていない保管段階においても不法投棄に該当すると判断したものである。なお第一審では会社には罰金150万円、被告人Mには50万円の罰金と懲役1年2か月(執行猶予3年)の判決を下している。

たとえ組織的に指示が行われていなくても、「みだりに産業廃棄物を捨てた」と評価されると、業務の一環として行われている限り、罰則規定の適用により会社も罰せられることになる。また、会社が産業廃棄物処理法における産業廃棄物所処理業者等の許可を有する場合、許可取消事由としての許可も取り消されるので注意を要する。

1. 本件事案の概要

【事件概要の略系図(地域、高級、高級住宅の事業認定を要したもの)】

- 昭和51年(1976年)から被告会社は産業廃棄物のうち産業廃棄物処理業者に引き受けられなかったものを、工場敷地内に掘られた菜園の穴に埋めていた。
- 平成12年(2000年)頃からISO14001の資格取得のため技術顧問を迎え、観察等を行った。
- 平成13年(2001年)8月10日から11月28日に至るまで7回野積みした(罪となるべき事案)。

